
1 0 2 5. 出港届等

業務コード	業務名
VOX	出港届等

1. 業務概要

「船舶基本情報登録（VBX）」業務、「船舶運航情報登録（VTX01）」業務、「乗組員情報登録（VTX02）」業務、「旅客情報登録（VTX03）」業務または「船舶基本情報等事前登録（WBX）」業務により登録された内容に基づき、出港情報を登録し、出港届または転錨届を行う。

本業務における届出先の官庁は選択することも可能とする。

本業務により登録、訂正または取消しを可能とする。

また、「出港届等（WOT）」業務で登録した情報を訂正または取消しを可能とする。

なお、当該港の乗組員及び旅客情報に変更がある場合は、本業務を行う前にVTX02業務、VTX03業務またはWBX業務により各情報を訂正しておく必要がある。

税関への届出の場合は、税関への出港届または転錨届の提出とする。また、乗組員氏名表、旅客氏名表の提出も可能とする。

税関以外の官庁への届出の場合は、入力された官庁への出港届を提出するとともに、入管には、乗組員氏名表、旅客氏名表の送信を行う。

事前通報の届出の場合は、港内交通管制室または海上交通センターへの事前通報の提出を可能とする。

航路通報の届出の場合は、海上交通センターへの航路通報の提出を可能とする。

税関への届出の場合は、入力された内容に基づいて即時許可または転錨届受理とするか、許可保留とするかを判定する。

とん税等未納につき出港許可保留となった場合は、とん税等の納付が確認された後に出港許可となる。

次港以降が不開港につき出港許可保留となった場合は、寄港する全ての不開港に対する不開港出入許可申請が許可された後に出港許可となる。

その他の出港許可保留は、税関による出港許可保留の解除が必要となる。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

①危険物は、最大300品目とする。

②1出港届等に対する訂正は、最大99回とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合でかつ入力者が船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。

③登録の場合でかつ入力者が船舶代理店の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と当該港における受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。

④訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 船舶DBチェック

登録または訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された船舶コードが船舶DBに存在すること。
- ②削除の旨が登録されていないこと。
- ③外航船として登録されていること。
- ④税関への届出の場合は、出港（予定）年月日が税関の確認登録後一定期間内であること。

(4) 船舶運航DBチェック

登録または訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航DBに対して以下のチェックを行う。

- ①当該港の運航港情報が存在すること。
- ②次の仕向港が登録されていること。
- ③削除の旨が登録されていないこと。

(5) 海上乗組員DBチェック

登録または訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上乗組員DBに対して以下のチェックを行う。

- ①乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、当該の乗組員情報が海上乗組員DBに存在すること。
- ②乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、乗組員情報に対する入力終了表示が登録されていること。
- ③乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、削除の旨が登録されていないこと。

(6) 海上旅客DBチェック

登録または訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上旅客DBに対して以下のチェックを行う。

- ①旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、当該の旅客情報が海上旅客DBに存在すること。
- ②旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、旅客情報に対する入力終了表示が登録されていること。
- ③旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、削除の旨が登録されていないこと。

(7) 入港届DBチェック

税関に対する出港届の登録または訂正の場合でかつ、システムで払い出された入港届提出番号が入力された場合は以下のチェックを行う。

- ①入力された入港届提出番号が入港届DBに存在すること。
- ②最新の入港届提出番号であること。
- ③税関に入港届が届出されていること。
- ④転錨届でないこと。
- ⑤当該港において、とん税等非課税の旨が登録されている場合は、非課税の確認登録が行われていること。
- ⑥次港が転錨以外の場合は、入力された船舶コード、航海番号（１）、港コード及び本邦寄港順序と入力された入港届提出番号に対する船舶コード、航海番号（１）、港コード及び本邦寄港順序が同一であること。
- ⑦次港が転錨の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）と入力された入港届提出番号に対する船舶コード及び航海番号（１）が同一であること。
- ⑧当該届出とは別の出港届（転錨届）を提出した旨が登録されていないこと。
- ⑨入力された不開港出入許可申請番号が、入港届DBの不開港出入許可申請番号に登録されていること。

(8) 不開港出入許可申請DBチェック

登録または訂正の場合でかつ、不開港出入許可申請番号が入力された場合は以下のチェックを行う。

- ①入力された不開港出入許可申請番号が不開港出入許可申請DBに存在すること。
- ②入力された船舶コードが、不開港出入許可申請DBに登録されている船舶コードと同一であること。
- ③撤回されていないこと。
- ④手作業移行されていないこと。
- ⑤不開港出入許可申請DBに登録されている不開港コードが提出港に係る出港届で登録された次港以降の不開港^{*1}のいずれかと同一であること。

（＊１）次港以降の不開港とは以下のいずれかで寄港地に登録されている不開港を示す。

表１ 次港以降の不開港の定義及び例

項番	次港以降の不開港の定義	例
1	提出港の次港から次の開港までに寄港する不開港	寄港地が、 開港（提出港）→不開港A→不開港B→開港 の場合、不開港A、不開港Bが次港以降の不開港となる。
2	寄港地に次の開港が登録されていない場合、提出港の次港以降に寄港する不開港	寄港地が、 開港（提出港）→不開港A→不開港B→不開港C の場合、不開港A、不開港B、不開港Cが次港以降の不開港となる。

- ⑥税関による出港許可が行われた後の訂正の場合は、不開港出入許可申請中でないこと。

(9) 出港届DBチェック

(A) 訂正の場合

- ①入力された出港届提出番号が出港届DBに存在すること。
- ②入力者は出港届の登録を行った利用者であること。
- ③WOT業務で登録された場合は、船舶運航情報を使用した届出であること。
- ④船舶コード、航海番号（１）、出港港コード及び本邦寄港順序が変更されていないこと。

⑤最新の出港届提出番号であること。

(B) 取消しの場合

- ①入力された出港届提出番号が出港届DBに存在すること。
- ②入力者は出港届の登録を行った利用者であること。
- ③WOT業務で登録された場合は、船舶運航情報を使用した届出であること。
- ④出港届に対する税関出港許可（転錨届受理）が行われていないこと。
- ⑤最新の出港届提出番号であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 出港届提出番号の払い出し処理

(A) 登録の場合

出港届提出番号をシステムで払い出す。

(B) 訂正の場合

出港届提出番号に対する枝番をシステムで払い出す。

(3) 届出先官署決定処理

税関への届出の場合は、入力された出港停泊場所コードを管轄する税関官署を届出先官署とする。

(4) 書類提出先官署決定処理

税関への届出の場合は、入力された出港停泊場所コードを管轄する税関官署を書類提出先官署とする。

ただし、書類提出先官署コードが入力された場合は、入力された官署とする。

(5) 乗下船判定処理

乗組員情報または旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、乗下船の判定処理を行う。

(6) 宛先判定処理

届出の旨が入力された官庁を宛先とする。

(7) 出港許可（転錨届受理）判定処理

(A) システムで払い出された入港届提出番号が入力されなかった場合

税関への届出の場合は出港許可保留とする。

(B) システムで払い出された入港届提出番号が入力された場合

税関への届出の場合は入力内容、船舶運航DB及び入港届DBに登録されている本船の情報に基づき、出港許可または転錨届受理とするか否かを判定する。

次の寄港地	識別	判定条件	判定結果
他の開港の場合	出港届	とん税等未納状態*2*3*4である	出港許可保留
		出港差止状態である	出港許可保留
		上記以外	出港許可
同一開港内の場合	転錨届	出港差止状態である	転錨届保留
		上記以外	転錨届受理
不開港*5の場合	出港届	とん税等未納状態*2*3*4である	出港許可保留
		出港差止状態である	出港許可保留
		不開港出入許可済でない	出港許可保留
		上記以外	出港許可

(* 2) 当該開港で資格外変された場合は、とん税等未納状態の判定処理は行わない。

(* 3) とん税等未納状態はとん税等非課税の場合を除く。

(* 4) 入港届DBがとん税等納付済かつとん税等納付保留の場合を含む。

(* 5) 次港以降の不開港を含む。

(8) 船舶DB処理

登録・訂正の場合でかつ税関への届出の場合は、入力された船舶コードに対する資格外変港情報を削除する。

(9) 船舶運航DB処理

登録・訂正の場合は、本業務の入力内容により更新する。

(10) 入港届DB処理

税関に対する出港届の登録・訂正の場合でかつ、システムで払い出された入港届提出番号が入力された場合は、入力された入港届提出番号に対する入港届DBに対し、出港届（転錨届）を提出した旨を登録する。

(11) 不開港出入許可申請DB処理

不開港出入許可申請番号が入力された場合は以下の処理を行う。

(A) 登録の場合

入力された不開港出入許可申請番号に対する不開港出入許可申請DBに対し、システムで払い出された出港届提出番号を登録する。

(B) 訂正の場合

①出港届DBに登録されている不開港出入許可申請番号に対する、不開港出入許可申請DBに出港届提出番号が登録されている場合は、出港届提出番号を取り消す。

②不開港出入許可申請番号が入力された場合は、入力された不開港出入許可申請番号に対する不開港出入許可申請DBに対し、システムで払い出された出港届提出番号を登録する。

(C) 取消しの場合

入力された不開港出入許可申請番号に対する不開港出入許可申請DBに出港届提出番号が登録されている場合は出港届提出番号を取り消す。

(12) 出港届DB処理

(A) 登録・訂正の場合

①システムで払い出された出港届提出番号に対する情報を出港届DBに登録する。

②入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航情報、乗組員情報、旅客情報及び本業務の入力内容を登録する。

(B) 取消しの場合

①入力された出港届提出番号に対する出港届DBを更新する。

②当該情報の取消しが行われた旨を登録する。なお、宛先毎の取消しを可能とする。

(13) 港湾関連DB処理

(A) 登録・訂正の場合

システムで払い出された出港届提出番号に対する情報を港湾関連DBに登録する。

(B) 取消しの場合

入力された出港届提出番号に対する情報を港湾関連DBに登録する。

(14) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
出港届（転錨届）提出情報	以下の条件を満たすとき、出力する （１）税関への届出の場合 （２）保留となった場合	入力者
出港届（転錨届）提出情報（税関用）	以下の条件を満たすとき、出力する （１）税関への届出の場合 （２）保留となった場合	書類提出先税関 （監視担当部門）
出港許可（転錨・出港届受理）通知情報	以下の条件を満たすとき、出力する （１）税関への届出の場合 （２）出港許可または転錨届受理となった場合	入力者 ^{*6}
出港許可（転錨届受理）情報	以下の条件を満たすとき、出力する （１）税関への届出の場合 （２）出港許可または転錨届受理となった場合	書類提出先税関 （監視担当部門）
出港届（転錨届）訂正・取消情報	税関への出港届（転錨届）情報が訂正または取消された場合	書類提出先税関 （監視担当部門）
出港届控情報（港湾管理者）	港湾管理者への出港届の場合	入力者
事前通報控情報	港内交通管制室または海上交通センターへの事前通報の場合	入力者
出港届控情報（港長）	港長への出港届の場合	入力者
出港届回答情報（港長）	港長が出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
事前通報回答情報	港内交通管制室または海上交通センターが事前通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
出港届回答情報（港湾管理者）	港湾管理者が出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
航路通報回答情報	海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
指示書	海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	入力者
勧告書	海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	入力者

（＊６）出港届業務で税関出力要表示に「Ｙ」が入力された場合は、入力者に出力せずに書類提出先税関（監視担当部門）に出力する。（「Ｙ」を入力する場合にはあらかじめ税関の同意を得ること。）

7. 特記事項

- (1) 税関への出港届の場合は、以下の優先順位にて出港（予定）年月日・時刻として出港届DBに登録する。
 - ①入力されたびよう泊（予定）年月日・時刻（至）と離岸（予定）年月日・時刻の早い方を出港（予定）年月日・時刻とする。
 - ②びよう泊（予定）年月日・時刻（至）と離岸（予定）年月日・時刻がいずれも入力されなかった場合は、船舶運航DBのびよう泊（予定）年月日・時刻（至）と離岸（予定）年月日・時刻の早い方を出港（予定）年月日・時刻とする。
- (2) 入管への出港届の場合は、以下の情報を送信する。
 - ①出港届情報
 - ②乗組員名簿（1500人単位に分けて送信する。）
 - ③旅客名簿（1500人単位に分けて送信する。）
- (3) 本業務で乗組員情報または旅客情報についてマニュアル処理または旅客なしの旨が入力されている場合、乗組員情報及び旅客情報のチェックは行わない。
- (4) 船舶DB上の船舶名称切替年月日>出港（予定）年月日の場合は、訂正前船舶名称を出港届等提出時の船舶名称とする。
- (5) 税関による出港許可が行われた後の訂正の場合は、項番「5. 処理内容」の「（7）出港許可（転錨届受理）判定処理」から「（10）入港届DB処理」は行わない。
- (6) 書類提出先官署未入力ダイアログについて
端末パッケージソフト利用者においては、下記の①、②を満たす場合、送信時に書類提出先官署未入力ダイアログにおいて申請先官署コードの入力を促すための機能を設ける。
 - ①税関出港届（転錨届）提出有無が提出有りの場合で、税関出港届（転錨届）提出有無以外も提出有りとしている場合。
 - ②税関以外の提出先に対応する申請先官署コードに入力がない場合。
- (7) 入力された出港停泊場所コードが内航バースの旨を注意喚起メッセージとして出力する。